

つくばみらい 相談事例

商品券

- ★ 有効期限が切れたビール券を見つけ、発行元にお問い合わせましたが使えないと言われました。本当でしょうか。

商品券やギフト券の中には、有効期限が「ある」と「ない」ものがあります。有効期限が「ある」ものは、一般にこの期限を過ぎてしまうと、**使用も払戻しもできなくなります。**

また、有効期限の有無にかかわらず、商品券の**発行者が利用を終了した場合は**、商品券の使用はできなくなります。その場合、**60日以上**の**払戻し申出期間**が設けられますので、この**期間中に申出**をすれば、**額面どおり払戻し**を受けることができます。(資金決済に関する法律による)

払戻し申出期間を過ぎてしまった場合でも、すぐには捨てずに、まずは**発行者にお問い合わせ**してみてください。金融庁などのホームページで、使えなくなる商品券や払戻し期間・連絡先などの確認ができます。

なお、会社が清算されてしまうなどの事情により、商品券の額面どおりの支払いを受けられなくなることもありますので、十分ご注意ください。